

## 令和 8 年度動物用医薬品対策事業の第 2 回公募対象メニュー概要

番号	公募対象メニュー	公募の対象となる取組及び要件	補助金の額	補助率	補助対象経費
1	動物用医薬品の承認申請資料に関する国際基準作成推進事業  (担当者・問合せ先) 畜水産安全管理課 薬事審査管理班 Tel03-3502-8111 内線 4538	承認申請資料に関する国際基準への我が国の実態の反映及び当該基準の新興国への普及啓発活動を対象とする。 公募の対象となる取組は、次の要件を全て満たすことが必要である。 ア 情報収集・分析等が、国際基準の作成に寄与することが期待できること。 イ 国際会議の開催に必要な準備等を滞りなく遂行できること。 ウ 達成目標の設定が可能であるとともに、具体的な成果が見込まれること。 エ 事業経費及び人件費の管理に必要な人員及び組織を有し、必要な会計管理が適切に行われること。	15,328,251 円 以内	定額	賃借料、印刷製本費、翻訳・通訳費、通信運搬費、文献図書費、謝金、旅費、人件費、賃金、消耗品費、役務費、委託費、その他補助事業に必要な経費
2	新技術を活用した動物用医薬品等基準等作成推進事業  (担当者・問合せ先) 畜水産安全管理課 薬事審査管理班 Tel03-3502-8111	適正な審査資料を作成し、承認審査を迅速に進めるため、新技術を活用した動物用医薬品等の承認申請資料の作成に必要な各種試験方法のガイドラインの作成を対象とする。 公募の対象の取組は、次の要件を全て満たすことが必要である。 ア 情報収集の内容が、承認申請書の作		定額	賃借料、印刷製本費、翻訳・通訳費、通信運搬費、謝金、旅費、人件費、賃金、消耗品費、役務費、委託費、その他補助事業に必要な経費

	内線 4538	<p>成に必要な各種試験ガイドラインの作成に寄与することが期待できること。</p> <p>イ ガイドラインの作成に必要な調査及び検討が可能であり、結果のとりまとめ及び考察が適切に行われること。</p> <p>ウ 事業経費及び人件費の管理に必要な人員及び組織を有し、必要な会計管理が適切に行われること。</p>			
3	<p>動物用医薬品等実用化促進事業</p> <p>(担当者・問合せ先) 畜水産安全管理課 薬事安全企画班 TEL03-3502-8111 内線 4531</p> <p>水産安全室 TEL03-3502-8111 内線 4540</p>	<p>①新技術を活用した動物用医薬品、注射針、注射筒、医薬品注入器の実用化</p> <p>②養殖魚やミツバチ等の希少動物又は希少疾病の治療等に用いられる動物用医薬品、注射針、注射筒、医薬品注入器の実用化</p> <p>③抗菌剤の使用機会の減少に資するワクチン、免疫賦活剤、抗菌剤の代替となる薬剤、試薬、医療機器及び飼料添加物の実用化</p> <p>の促進を目的とした開発費の一部（安全性及び有効性試験等）を対象とする。ただし、産業動物に資するものに限る。</p> <p>公募の対象となる取組は、承認申請の際に必要な資料の作成に資する開発試験を実施し、承認に必要な安全性や有効性等に関する試験結果が得られることが見込まれることが必要。</p>		定額（※）	<p>賃借料、印刷製本費、通信運搬費、謝金、旅費、人件費、賃金、消耗品費、役務費、委託費、その他補助事業に必要な経費（※）</p> <p>ただし、消費・安全局長は、本事業の成果により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく製造販売承認、若しくは飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく飼料添加物の指定を受けた後又は前記の製造販売承認若しくは指定の必要がない試薬については販売開始後の10年以内に、当該動物用医薬品等の販売利益が交付された補助金額の1/2を上回った場合は、</p>

					上回った年度の決算承認の日から3年以内に動物用医薬品対策事業の運用について(平成28年4月1日付け27消安第6273号消費・安全局長通知)に基づき、交付された補助金額の1/2について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
4	産業動物用ワクチン 開発促進事業  (担当者・問合せ先) 畜水産安全管理課 薬事安全企画班 Tel03-3502-8111 内線 4531	経済損失の大きい疾病に対するワクチンや使用者の安全性向上や省力化に資するワクチン等、産業動物分野で需要が大きいワクチンの開発を目指す段階で必要となる試験を実施するための経費を対象とする。		定額	賃借料、印刷製本費、通信運搬費、謝金、旅費、人件費、賃金、消耗品費、役務費、委託費、その他補助事業に必要な経費